項各号中「又は当該」とあるのは「又はこれらの」に改め、同条第二項中「法人税法第五十九条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「、第五十八条」を削り、「第五十七条第五項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を」を「第五十七条第五項中「第五十九条第一項、第二項」とあるのは「第五十九条第一項、第二項（」に、「の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「第五十九条第二項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第五十九条第二項第三号（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「の同条第一項」とあるのは「の第五十九条第一項」と、同法第五十八条第三項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「次条第二項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「次条第二項第三号（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第四項」に、「の次条第一項」を「第五十九条第四項」に改め、同）（同条第二項）の下に「及び第三項」を加える。

第十七条の二第二項中「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第四項」に、「これら」を「これ」に、「並びに同法第四十二条の四第八項第二号イ」を「及び同法第四十二条の四第十九項第二号イ」に改め、同条第四項第三号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この号において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この号において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この号において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第九項中「（第四項第三号に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第二十五条の二第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあっては、確定申告書）に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合」を削り、同条第十項中「（第四項第三号に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、第二十五条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない連結確定申告書を含む。）」を削り、同条第十二項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあっては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同条第十三項中「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「第六十六条の九の三第七項」を「第六十六条の九の三第六項」に改め、同条第十四項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の二の二第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額についてはは、同条第二項の規定）及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第六項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第七項中「、同条第九項中「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第三項」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の二第三項」と」を削り、同条第九項中「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の二の三第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の三第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第六項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第七項中「、同条第九項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二の三第三項」とあるのは「第二十五条の二の三第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の三第三項」と」を削り、同条第九項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の三第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の三の二第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第五項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の三の三第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第五項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の四第一項中「第四項を除き、」を削り、「「法人税法第二条第三十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「該当する」を「「該当する」に改め、「、同条第四項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二条第三十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「第六十八条の十五の八第一項各号」とあるのは「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の八第一項各号」と」を削る。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）

第十七条の四の二　内国法人の次の各号に掲げる規定の適用を受けた一の事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時において、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（第一号イにおいて「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。第一号イにおいて「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度